



【発信日】 令和7年9月30日

【問合わせ先】

大野市役所（2階 23番窓口）

大野市行政経営部総務課 前田、森永

電話 0779-64-4820 内線 2604

市職員の軽装勤務を導入

～通年ノーネクタイ～

本市ではこれまで、夏季の軽装勤務を実施してきましたが、他の自治体において、通年での軽装勤務の取組が進んでいます。

そこで本市においても、通年のノーネクタイなどを可とする軽装勤務を導入します。働きやすい服装による勤務を通じて、公務の能率や職員のモチベーションの向上を図り、行政サービスの一層の向上につなげていきます。

記

- 1 実施開始日 令和7年11月4日（火）
- 2 対象職員 全職員（消防職など制服を着用する職員は除く。）
- 3 軽装スタイルの例
 - ・ネクタイの省略を認める。
 - ・ポロシャツ、タートルネック、ブルゾン、チノパンの着用を可とする。
 - ・スニーカーの着用を可とするが、サンダル、スリッパは不可とする。
 - ・カジュアルすぎるもの（Tシャツ・スウェット（上着着用は可）、パーカー（ジッパー有は可）、ジャージ、デニム）は不可とする。
 - ・色や柄が華美なもの、サイズの合わないものは避ける。
 - ・露出の多いものは不可とする。
- 4 その他
 - ・公務員として品位を失わない節度ある服装とします。
 - ・TPO（時間・場所・場合）をわきまえ、公式行事や式典への出席など、社会通念上、ネクタイや上着が必要な場合には、適切な服装で対応します。
 - ・名札が見える位置に着用します。